

令和5年第11回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年11月21日(火) 午前8時58分～午前9時27分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行			
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番	今 隆 俊	
	3番	石 澤 孝 知	4番	長 内 康 之	
	5番	木 村 功	6番	高 橋 英 子	
	7番	工 藤 勝 彦	8番	大 平 成 年	
	9番	工 藤 元 伸	12番	佐 藤 国 雄	
	13番	佐 山 秀 夫			

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・黒石地区	高 木 一 弥	・山形地区	山 口 貴 佳
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・六郷地区	加 藤 浩 揮
・中野地区	櫻 庭 太 志		

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人)

・浅瀬石・追子野木地区 佐 藤 仁

7 議事参与の制限委員 (0人)

8 付議案件

報告第23号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第51号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第52号	農用地利用集積計画の決定について
議案第53号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第54号	非農地証明申請について

9 事務局職員	事務局長補佐	工 藤 英 樹
	主事	工 藤 慎 也
	主事	福 澤 野 亜

工藤局長補佐	定刻前ですが、全員お揃いになりました。会議を始める前に、先日の総会において質問がありました、議案第48号の受付番号13番から15番について、非農地証明ではなく、何故、5条申請を行ったかについて説明いたします。 県に確認したところ、法律上では、5条申請で行うのが正当な方法であるとのことです。 非農地証明とは、農地法などの法律に基づく行政処分ではなく、あくまでも、農業委員会が行う行政サービス行為であります。 今回の件につきましては、農地以外の目的で今後使用することであり、農地法に基づき農地法第5条の転用許可申請を行うよう、県と協議のうえ、指導があったものでした。 以上であります。 本日、局長が議案説明会のため欠席になります。また、佐藤仁推進委員から熱が出て本日欠席との連絡がありました。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めさせていただき進めてまいります。 よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第11回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、7番工藤勝彦委員、8番大平成年委員をお願いします。 書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第23号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福 澤 主 事	報告第23号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

		別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和5年10月受理分は、相続が7件、総面積21,561㎡、田が17筆15,596㎡、平畑が4筆1,377㎡、樹園地が1筆4,588㎡となっております。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第51号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第51号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が2件、所有権移転が4件です。 4ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号9番は、大字黒石字浄光寺の田、2,018㎡のうち1,000㎡を5年間貸借するものです。基盤法の貸借期間満了に伴い、双方合意の上で無償での貸借を希望したため、農地法第3条での契約期間更新となります。 5ページに移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号34番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、1,658㎡を5年間10aあたり18,000円で貸借するものです。基盤法の貸借期間満了に伴い、双方が法定更新を希望したため、農地法第3条での契約期間更新となります。 受付番号35番は、八甲の田、ほか2筆合計6,749㎡を経営規模拡大のため、5年間10aあたり10,920円で貸借するものです。 6ページに移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号45番は、大字竹鼻字宮元の畑、ほか5筆合計20,034㎡を親から子への生前一括贈与により取得するものです。 受付番号46番は、大字東馬場尻字馬場尻の畑、220㎡を贈与により取得するものです。 7ページに移ります。 受付番号47番は、大字牡丹平字柏木山の樹園地、ほか2筆合計8,472㎡を経営継承のため、売買により取得するものです。

	元々、譲受人の父が貸借していた農地を経営継承により、譲受人が取得することとなったものです。 受付番号４８番は、大字石名坂字五輪平の田、ほか３筆合計６，０３０㎡を親から子への贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、５番木村功委員に報告をお願いします。
木村功委員	今回申請があった農地について、去る１１月１０日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (１) 使用貸借権設定です。 受付番号９番は、契約期間更新のための申請です。 現況は田で、権利取得後はビニールハウスによるミニトマトの栽培が行われます。 (２) 賃借権設定です。 受付番号３４番は、契約期間更新のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号３５番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 (３) 所有権移転です。 受付番号４５番は生前一括贈与のための申請です。 現況は田、畑、樹園地で、権利取得後は水稻、やさい、りんごの栽培が行われます。 受付番号４６番は、贈与のための申請です。 現況は畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号４７番は、経営継承のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号４８番は、贈与のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 今回申請があった７件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第51号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 主 事	議案第52号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が5件、所有権移転が1件です。 別紙9ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号76番は、大字株梗木字中渡の田、2,006㎡を7年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号77番は、大字株梗木字中渡の田、ほか2筆合計3,438㎡を10年間10a当たり10,000円で、新規設定するものです。 受付番号78番から80番は、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号78番は、大字上十川字留岡二番の田、2,110㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号79番は、大字浅瀬石字南田の田、ほか1筆合計1,902㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 受付番号80番は、大字袋字村元の樹園地、1,941㎡を10a当たり10,000円で10年間の設定です。 11ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号40番は、大字竹鼻字北野田の田、3,542㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第52号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第53号につきましては、今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限に従い、退席をお願いします。 (今隆俊委員退席) それでは、議案第53号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第53号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙13ページで説明します。 今回の申請は1件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号3番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな受け手に貸し付けられるものです。 件数は1件、田が3筆、合計3,009㎡、期間は1年6ヶ月、賃借料は10a当たり10,000円となっております。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議長	ご異議がありませんので、議案第53号は、原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員指定席に着く) 次に、議案第54号「非農地証明申請について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
工藤主事	議案第54号は、黒石市非農地証明事務取扱要領第3条の規定により、別紙のとおり非農地証明申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙15ページで説明いたします。 今回申請のあった、受付番号7番は、登記地目は田、面積389㎡、土地の

	所有者は記載のとおりです。 証明の内容は、現在の状況、雑種地です。 この土地については、添付書類から「過去に農地転用許可を受け、その許可等に係る工事が完了し、その事業に供されている土地」と判定されます。 内容から現況地目は非農地で、非農地証明を交付することに問題ないと思われます。 なお、申請地の詳細については、3条申請の現地調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、5番木村功委員に報告をお願いします。
木村功委員	今回、非農地証明を受けたい申し出があった農地について、去る11月10日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、現地調査及び添付書類等の審査した結果を報告します。 受付番号7番は、雑種地として非農地証明を受けたいとのことでした。 現況は、雑種地として利用されております。 添付書類には、昭和54年4月24日付けで、農地法第5条許可を受けた書類がありました。 土地の形状から、宅地分譲用地として所有権移転され、現在に至るものと思われます。 現地には、建物は建築されておりませんので、土地利用の状況は、雑種地と認められます。 以上、非農地証明を受けたい申し出のあった土地について、非農地であると判断することに問題はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	これは、昭和54年の時に地目変更しなかったのですか？
工藤主事	そうです。法務局の全部証明書を確認したのですが、地目が田のままになっており、本人は農地法第5条の許可書を保管していましたが、地目変更されていないため、現在も地目が田であり、現況確認もしたのですが、居住している家が無く土地のみとなり、宅地と判断するのは難しいため、雑種地と判断しました。
佐藤国雄委員	5条とは、いつまで地目変更の手続きをしなければならないとかありますか。
工藤主事	基本的には、工事が完了した時に、地目変更していただくのが望ましいです。通常は、工事が完了した段階で、工事完了報告書を委員会へ提出していただき

	ます。
佐藤国雄委員	そうですね。 今回の件について、建物があつた形跡はありましたか。
工 藤 主 事	ありました。
佐藤国雄委員	本来、農地に家を建てるのは許可にならないですよ。
工 藤 主 事	そうです。 農地に家を建てた後、転用申請しても違反転用扱いになります。本当に何も知らずに建てた場合は、顛末書もしくは知らないで建てた根拠資料を出してもらいます。
佐藤国雄委員	わかりました。
議 長	ほかにご質問ございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第54号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和5年第11回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時27分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年11月21日

議 長 木立康行

議事録署名者 工藤勝彦

議事録署名者 大平成軍